住宅借入金等特別税額控除申告のフローチャート

居住開始日が平成11年1月1日～平成18年12月31日である

いいえ → 住民税の住宅ローン控除の適用はありません。

はい ↓

所得税の確定申告をする

はい ↓

いいえ → 源泉徴収票をごらんください。
（摘要欄）住宅借入金等控除可能額が
（右側中央）住宅借入金等特別控除額
に金額の記載がある

はい ↓

いいえ → 住民税の住宅ローン控除の適用はありません。

確定申告第1表をごらんください。

A申告：㉔が㉒より大きい

B申告：㉚が㉗より大きい

いいえ → 住民税の住宅ローン控除の適用はありません。

はい ↓

住民税の住宅ローン控除の適用が受けることができます。
住民税の住宅ローン控除申告書を提出しますか。

いいえ → 住民税の住宅ローン控除の適用はありません。

はい ↓

＜申告書作成前に確認＞
①源泉徴収票はありますか
②住宅ローンの年末残高は分かりますか
③居住年月日は分かりますか

いいえ → お勤め先の年末調整ご担当にご確認ください。

確認できた ↓

確認できない → 申告書は税務署・市区町村にあります。詳しくは別府市役所課税課⑬窓口へ

はい ↓

インターネット環境があり、EXCELの入力ができる

いいえ → 申告書は税務署・市区町村にあります。詳しくは別府市役所課税課⑬窓口へ

はい ↓

使わない → 申告書は税務署・市区町村にあります。詳しくは別府市役所課税課⑬窓口へ

別府市公式ホームページで申告書を作成できます
（http://www.city.beppu.oita.jp）
市役所→お知らせ→税・年金・健康保険→住民税の住宅ローン控除について
※確定申告する方用・しない方用の申告書があるのでご注意ください！

使った ↓

＜申告書提出前に確認＞
①入力誤り・入力漏れはありませんか
②市町村提出用・税務署確認用に押印しましたか

OK！確定申告しない方は・・・ → 確定申告しない方用の申告書に源泉徴収票を添え、1月1日現在お住まいの市区町村に提出してください。（郵送でもOK！）

OK！確定申告をする方は・・・ ↓

確定申告する方用の申告書を所得税の確定申告書に添えて所轄税務署に提出してください。